四　自動浮揚式記録媒体は、次に掲げる要件に適合する自動浮揚容器に搭載されること。
イ　船舶の沈没の際自動的に浮揚して船舶から離脱するように積み付けられていること。
ロ　回収を容易にするための手段を講じたものであること。
ハ　再帰反射材が取り付けられているものであること。
ニ　船舶救命設備規則第三十九条各号に掲げる要件に適合するものであること。
ホ　位置を特定するための信号を、百六十八時間以上の期間にわたって、四十八時間以上送信することができるものであること。
ヘ　前号ハに掲げる要件

第三十条第一号中「（昭和四十年運輸省令第三十六号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に船舶に備え付けられている航海情報記録装置については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、なお従前の例によることができる。

○環境省告示第百八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十九日

環境大臣　望月　義夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　エコシステム秋田株式会社

ロ　住所　秋田県大館市花岡町字堤沢四十二番地

ハ　代表者の氏名　代表取締役　村上　学

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

秋田県大館市花岡町字滝ノ沢六番一、六番二、七番、八番、九番、十番、十一番、七十三番、七十四番、七十五番、七十九番二及び九十七番、字獅子ノ沢一番一、三番一、七番、八番二、九番、十八番、二十二番、八十五番、八十九番、九十四番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十六番、百二十七番及び百二十八番並びに字堂屋敷三番、四番、六番、七番、十一番、十八番、十九番、二十番、百八十六番、百八十八番及び百九十四番

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(5)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五　申請年月日

平成二十六年九月二十四日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　秋田県生活環境部環境整備課

ニ　大館市市民部環境課

○防衛省告示第二百一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十九日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十一月五日（予備、同月六日から同月九日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

自衛艦四隻

実施艦等

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十九日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十一月五日（予備、同月六日から同月九日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

自衛艦四隻

実施艦等

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十九日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十一月五日（予備、同月六日から同月九日までの間）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒